

名	称	受付時間	電話／FAX
---	---	------	--------

関係団体等相談窓口

熊本市医師会	平日 9:00～17:00	362-1221 / 366-3628
熊本市歯科医師会	平日 9:00～17:00	343-6669 / 344-9778
熊本県歯科医師会 医療苦情相談窓口	平日 8:30～17:00	343-8020 / 343-0623
熊本県看護協会	平日 8:30～17:00	369-3203 / 369-3204
消費者お薬相談窓口（熊本県薬剤師会）	平日 9:00～17:00	351-5333 / 288-1818

法的な相談窓口

法テラス熊本	平日 9:00～17:00	050-3383-5522
市役所の法律に関する市民相談	月・水・金、 13:00～16:00 要予約	328-2078
医療事故法律相談申込窓口 九州・山口医療問題研究会 熊本弁護士事務局	月・水・金 13:00～16:00	354-7282（有料相談）

専門的な相談窓口

熊本県難病相談・支援センター	平日 9:00～16:00	331-0555 / 369-3080
こころの健康相談 （熊本市こころの健康センター）	平日 9:00～16:00	362-8100
熊本県認知症コールセンター	9:00～18:00 （水曜日を除く毎日）	355-1755

健康・病気等の相談窓口

熊本市中央区役所保健子ども課	平日 8:30～17:00	328-2419
熊本市東区役所保健子ども課		367-9134
熊本市西区役所保健子ども課		329-1147
熊本市南区役所保健子ども課		357-4138
熊本市北区役所保健子ども課		272-1128

福祉・介護等の相談窓口

熊本市中央区役所福祉課	平日 8:30～17:00	328-2311
熊本市東区役所福祉課		367-9127
熊本市西区役所福祉課		329-5403
熊本市南区役所福祉課		357-4129
熊本市北区役所福祉課		272-1118

なお、熊本市以外の医療機関についてのご相談は下記で受け付けています
 熊本県医療安全相談窓口 電話 096-383-7020（受付時間）月～金 8:30～17:15

医療に関する疑問や相談は
こちらへ

熊本市 医療安全相談窓口

（熊本市医療安全支援センター）

こんな時 何科に
受診したら
いいの？

医師から
十分な説明が
なくて不安

医療のことで、
どこに相談したら
いいの？

病院職員の
対応や接遇が
気になる



211-4756

月～金曜日 8時30分～12時・13時～17時

（熊本市保健所医療政策課内）

※ ホームページ

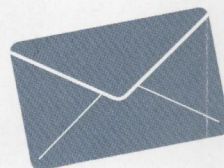
熊本市医療安全相談窓口

検索

かしこい患者は相談上手

医療に関する疑問や不安を一人で抱え込まないで!

熊本市医療安全相談窓口は、医療に関する様々なお困りごとの相談窓口です。市民の皆さんが医療機関とより良い信頼関係を築けるように、中立的な立場で、問題解決の糸口を探すお手伝いをしています。相談の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。相談は、電話、面接、メール等でお受けします。



<お電話の場合>

- ※ 相談時間 おおむね30分以内とさせていただきます。
- ※ 相談窓口専用電話番号 096-211-4756
- 受付時間 月曜日から金曜日（年末年始、祝日等を除く）
午前8時30分～12時、午後1時～5時

<面接相談の場合>

面接相談は、原則予約制とさせていただきます。事前にご連絡ください。なお、予約は上記の専用電話でお受けします。

- ※ 相談時間 おおむね 60 分以内とさせていただきます。
- ※ 相談場所 熊本市保健所（ウェルパルクまもと4階）医療政策課内
熊本市医療安全相談窓口
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1
受付時間 月曜日から金曜日（年末年始、祝日等を除く）
午前8時30分～12時、午後1時～5時

<手紙・FAX・電子メールの場合>

相談内容、あなたの住所、氏名、電話番号を記入したものを、FAXか電子メールもしくは郵送にて、熊本市保健所 医療政策課内「医療安全相談窓口」宛にお送りください。

住 所：〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1
F A X：096-371-5172
Eメールアドレス：iryouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

ご相談いただく前に

- 原則として、熊本市民の皆様からの相談又は、熊本市内の医療機関に関する相談をお受けします。
- 医療内容のトラブルについては、患者さんと医療機関との十分な話し合いによる解決が原則となります。相談窓口では、相談者の方が自発的に解決できるよう助言をしています。
- 診療内容の適否、検査・治療の必要性、診療費の妥当性などの判断はできません。受診した医療機関にお尋ねください。
- 医療機関との紛争の仲介や調停はできません。
- 医療事故か否かの判断、慰謝料に関することは、弁護士など法律の専門家にご相談ください。
- 医療機関の案内は、標ぼうされた診療科目や所在地などに基づく案内になります。
- 現在の症状に関する診断はできません。
- 相談内容によっては、より専門的な関係機関をご案内させていただく場合があります。

かしこい診察の受け方

- 1 質問を考えておき、2、3点に絞りましょう。
- 2 メモを活用しましょう。
- 3 わかりにくいことは何度でも尋ねましょう。
- 4 希望は勇気を出してはっきり言いましょう。
- 5 納得したことは、言葉に出して相手に伝えましょう。
※ 納得していない時も、言葉に出して相手に伝えましょう。
- 6 時には家族も一緒に話を聞くようにしましょう。

現代の医療において、病気を治すのは、患者と医師の共同作業！
患者も自ら健康の保持のための努力を行い、自覚と責任をもって「医療に参加」しましょう。